

就学援助制度について

小・中学校に在学している児童生徒の保護者の皆様へ

宇検村では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費などを支援しています。

○ 対象者について

宇検村内に住所を有し、宇検村立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する場合に、就学援助費の支給を受けることができます。

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- 2 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認める者
（準要保護の認定基準は、下記のとおり）
 - ・生活保護法に基づく保護の停止者又は廃止者である
 - ・村民税が非課税である又は均等割のみ課税されている
 - ・個人事業税、固定資産税又は国民年金保険料が免除されている
 - ・国民健康保険税の免除又は徴収の猶予を受けている
 - ・児童扶養手当の支給を受けている
 - ・生活福祉資金の貸付けを受けている



○ 援助内容について

費目名	内容
学用品費	通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費（1学年を除く）
校外活動費	校外活動（学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう。）に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
学校給食費	※宇検村学校給食費助成金で別途助成
修学旅行費	※へき地児童生徒援助費等補助金で別途補助

※生活保護の教育扶助を受けている場合、「医療費（学校保健安全法施行令第8条に規定されている疾病）」について援助が行われます。（その他の費目については、生活保護で支給されません。）

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、宇検村教育委員会において行い、審査結果については、6月中旬頃に学校を通じてお知らせします。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に行う予定です。

○ お問い合わせ先

宇検村教育委員会事務局

〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 2937 番地 83

TEL 0997-67-2261